

家庭用室内ブラインドのコードの安全性に関する Q&A

Q1 家庭用室内ブラインドひもに関する JIS 制定はいつしましたか？

A1 2017 年 12 月 20 日に JIS A 4811「家庭用室内ブラインドに附属するコードの要求事項—子どもの安全性」が制定、公示されました。当会は平成 26～28 年度（2014～16 年）経済産業省の高機能 JIS 等整備事業「安全・安心な社会形成等に資する JIS 開発」として「ブラインド、カーテンのひもの安全性（子どもの安全）」に関する JIS 開発」へ参画しました。

Q2 ブラインド等のひもの安全対策に関して、これまでどのような取り組みをしてきましたか？

A2 当会では 2004 年から「ブラインド類の操作コード（チェーン）事故防止表示」に関する規定を制定し、2005 年 4 月から操作コード（チェーン）を使用する住宅向け商品に警告タグ（図 1）を添付、取扱説明書やカタログ等へ警告表示（図 2、図 3：2014 年 7 月追加）と安全対策の説明を記載し、対応を行ってきました。また、東京都商品等安全対策協議会（2013 年 10 月～2014 年 2 月、全 3 回の協議会開催）での提言を受け、2014 年 7 月に業界の統一基準として「チャイルドセーフティー実施基準」を策定し、当会会員企業が販売する製品に対応を行うなど、ブラインド等のひもの安全対策に関する取り組みを積極的に行ってきました。

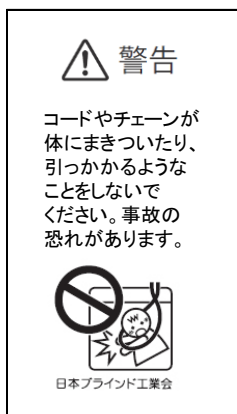


図 1 警告タグ

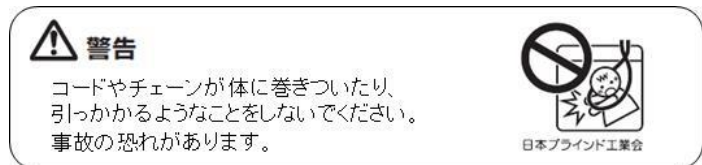


図 2 警告表示

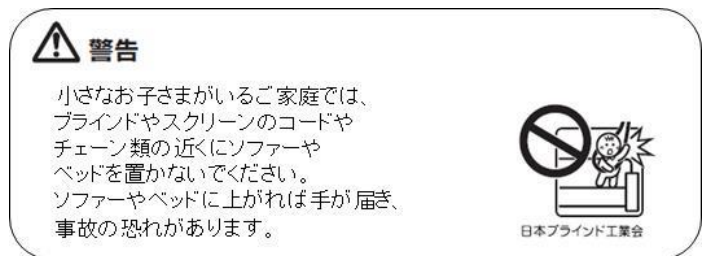


図 3 警告表示（2014 年 7 月追加）

Q3 日本ブラインド工業会の「チャイルドセーフティー実施基準」とはどのようなものですか？

A3 「チャイルドセーフティー実施基準」は、「カタログ・取扱説明書・製品タグ・各社 HP 等での注意喚起や文言の統一」、「ループ状のコードやボールチェーン操作の製品で付帯する「クリップ」(図 4)の標準装備」、「コード式操作の製品で付帯する一定荷重で外れる「解除ジョイント」(図 5)の標準装備」、「事故発生時の連絡と情報共有」などについて定めています。

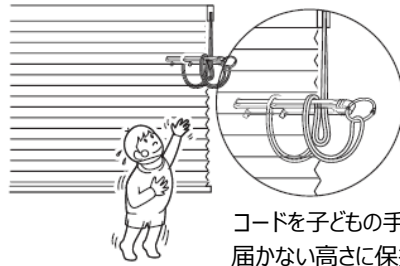


図 4 クリップ

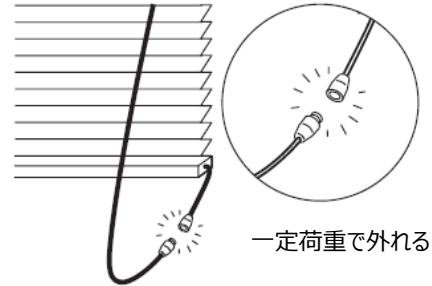


図 5 解除ジョイント

Q4 JIS A 4811 制定を受けてどのようなことをしていますか？

A4 当会で制定している「チャイルドセーフティー実施基準」は、JIS A4811 に沿った内容へ見直しを進めています。また、当会ではさらなる安全性の向上に努め、ループコードのない製品や安全対策部品の開発など積極的に取り組んでいます。

Q5 製品は JIS A 4811 を満たしてしていますか？

A5 当会会員企業では JIS A 4811 に沿った製品を提供しておりますが、対象外の製品や一部対応出来ない製品もあることから各社にお問い合わせ願います。

Q6 ブラインドのコードの安全性基準はありますか？それはどのような基準ですか？

A6 JIS A 4811「家庭用室内ブラインドに附属するコードの要求事項—子どもの安全性」があります。

「コードがない」、または「コードがある場合でも 1030mm以下の低い位置にはない」、「子どもの頭部が挿入可能なループを形成しない」、「6kgの荷重がかかると外れる」—などの基準が定められております。詳しくは日本工業標準調査会 (JISC) のホームページ (<http://www.jisc.go.jp/>) から「JIS A 4811」で JIS 検索すると本文を閲覧できます。

Q7 安全対策はどのようなものがありますか？

A7 コードやチェーンで操作しないタイプの製品や、解除ジョイントやクリップなどの安全部品があります。また、安全対策と JIS A 4811 は下表のとおりです。

表 安全対策と JIS A 4811

安全対策	JIS A 4811
子どもの手が届く高さにコードやチェーンがない (図 6)	コードが子ども*の手が届く高さがない
解除ジョイント (図 7)	6kg の荷重で外れる
ループが小さい (図 8)	子どもの頭部が入るループを形成しない
ループが低い位置にない (図 8)	ループの最下端がブラインドの最下端又は床面から 1030mm 以下にない
コードを取り外すことができる (図 9)	コードを取り外しても機能が損なわれない
クリップ (図 10)	コードを子どもの手が届かない高さに保持する

*子ども…6 歳未満

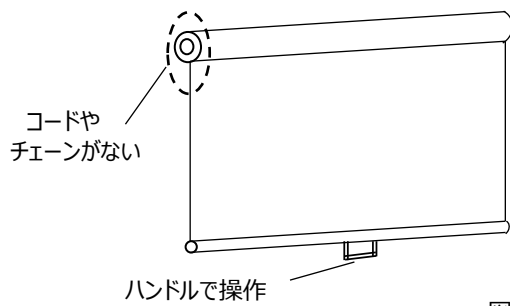


図 6 コードやチェーンがない

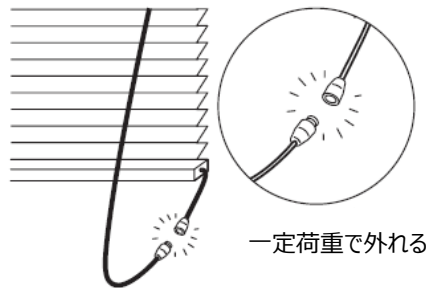
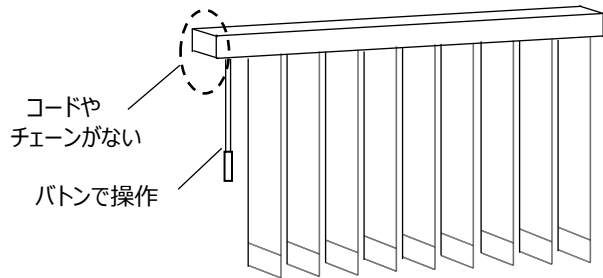


図 7 解除ジョイント

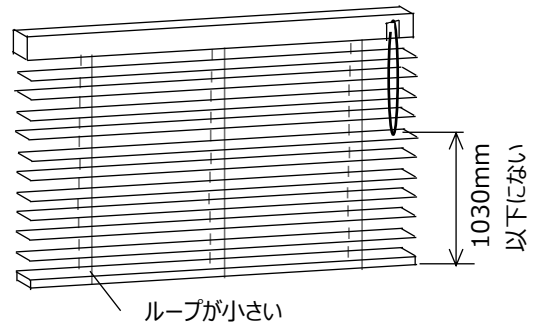


図 8 ループが小さい／ループが低い位置にない

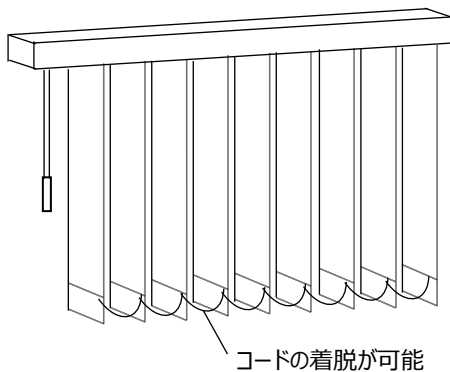


図 9 コードを取り外すことができる

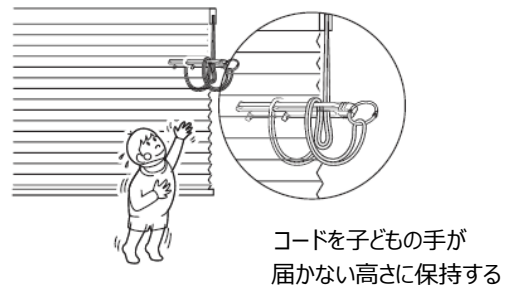


図 10 クリップ

Q8 JIS A 4811 にはコードの規定はありますか？

A8 対象は家庭用室内ブラインドに附属する操作コード、昇降コード、補助コード、回転コード及びボトムコードとなっております。JIS A 4811 にはコード自体の材質、サイズ等の規定はありません。

Q9 JIS A 4811 を満たさない製品は販売されなくなるのですか？

A9 JIS は任意標準であり販売を規制する法規、法令はありませんので、JIS を満たさない製品も一般に流通しています。しかし、小さなお子様のいらっしゃるご家庭などでのご使用は、JIS A 4811 に沿った製品をお奨めします。

Q10 JIS A 4811 に沿った製品を買いたいのですが

A10 当会会員企業では JIS A 4811 に沿った製品を提供しておりますので、購入方法等については各社へお問い合わせ願います。

Q11 JIS A 4811 で対象となる製品は何ですか？

A11 家庭用室内ブランドが対象製品となります。対象となる製品については、各社へお問い合わせ願います。